

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

——武蔵国川越藩領名主の場合——

太田 富康

はじめに——農民と情報

近世農村における情報の授受・コミュニケーションの問題は、民衆の文化や意識・社会認識、あるいは地域等を考えるうえにも重要であることが指摘されている。中井信彦氏は色川三中の黒船一件記録を手掛かりにして「幕末期に形成されつつあった新しい「地域」——（中略）所領とは殆ど全く拘りのない特定の地理的範囲である——の意味と構造を、そしてまたその地域を「地域」たらしめるための結意の機能を果たした三中とその友人・同士たちの経営と意識や思想・行動を、重層的な一つの全体像として把握すること」を課題とした⁽¹⁾。大藤修氏は情報の流通の程度、地域を超えたコミュニケーションの展開、情報を収集する地域住民の関心、そして「地域住民の再生産活動・生活を向上させる上で、また人々が社会認識能力・文化創造能力等の諸々の力を培う上で、どのような意識を持っていたか」「他地域とのコミュニケーションと同時に、地域内部におけるコミュニケーションのあり方と、それが地域において果たしていた

機能」の検討が地域史を内実豊かに構想することにつながる、としている⁽²⁾。また、今田洋三氏は「民衆が所有する情報は、新しい文化的情報的生活における素材であり、文化生産の能力や可能性の根源」とし、「こうした民衆の交通局面における情報所有形態から、地域文化の基礎構造を考え」ることの必要性を説いている⁽³⁾。

しかし、その具体的な研究成果の蓄積は決して多いとはいえない。それでも近年、各地の豪農・知識人レベルでの事例が紹介され、情報の質や伝達ルート、収集目的等の研究がすすめられている。すなわち、①羽州村山郡谷地郷（現山形県西村山郡河北町）の村々の契約講⁽⁴⁾、②常陸国土浦（現茨城県土浦市）の町人・国学者色川三中⁽⁵⁾、③下総国結城郡菅谷村（現茨城県結城郡八千代町）の名主大久保真菅・忠善⁽⁶⁾、④武蔵国入間郡平山村（現埼玉県入間郡毛呂山町）の名主斎藤実平⁽⁷⁾、⑤越中国高岡（現富山県高岡市）の医師佐渡養順⁽⁸⁾、⑥上野国緑野郡緑野村（現群馬県藤岡市）の名主から江戸に出、旗本浦上氏の用人となった堀口貞明⁽⁹⁾、⑦紀伊国日高郡塩屋浦（現和歌山県御坊市）の医師羽山大学⁽¹⁰⁾、⑧備中国倉敷村（現岡山県倉敷市）の

庄屋大橋敬之助等である。

これらの研究から、地方の豪商農や知識人の情報入手ルートとして、

- (1) 学者・文化人等との交流
- (2) 領主家中や役所
- (3) 商品流通ルートによる商人・運送業者
- (4) 親類・縁者・使用人等
- (5) 町民・村民等
- (6) 武者・修験者等の遍歴者
- (7) かわら版等の出版物
- (8) 触・達等の公的伝達

が指摘されている。村役人・組合惣代等の公務をとおしてつくられる領主層・周辺村落・村民とのつながり、家業をとおしての商業ルートとのつながり、学問・文芸・武芸活動による師・同門等とのつながり、同階層、あるいは武士層とも結ばれる親類・縁者関係等、この時期に形成されていた人間関係が情報収集活動の基本であった。ことに黒船情報等の政治関係の情報となると幕府や領主階級の情報を入手できる人間―学者・旗本・藩士・志士等との人間関係が大きなウエイトをしめる。前述の先行研究でも色川三中は外交古例の調査を幕府から委命された温古堂の学者や土浦・府中藩の藩士・藩医、大久保真菅は仙台藩儒者、水戸藩士や旗本家臣等、斎藤実平は京都等で活動する草莽の志士権田直助一門、佐渡養順は江戸蘭学界・蕃

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

書調所と外交の事情に通じる弟坪井信良、堀口貞明は佐久間象山ら信州松代藩関係者、大橋敬之助は尊王派の志士、というように直接の交流者―情報提供者をもっていた。間接的なルートとなれば更にふえることになる。彼らからは、本来は幕府や領主階級のみで交換される、いわば高度な政治情報もたらされたのである。

これに対し、幕末の政治情報では見聞にもとづき、民衆も情報の源となった。ペリーの来航時に多くの農民が夫人足として徴発されたように、幕末の諸事件には農民もいやがおうにも参加させられていく。また、草莽の志士等、積極的に政治活動に参加する者もある。彼らがその中で体験し、見聞したものが情報となって伝えられたのである。

*

本稿は、嘉永六年（一八五三）六月から翌七年（一八五四）における川越藩領の名主による黒船情報の収集活動を紹介するものである。先行研究である前述の①②③の事例に比し、そのおかれた状況・地域に次のような特色があるかと思われる。

まず第一に、川越藩領の農民にとって、ペリー来航は自らに直接的な事件であった、ということである。関東の多くの農村からは内海防備のため夫人足が徴発されたが、周知のごとく、川越藩はこの時期、忍・彦根・会津の三藩と共に内海防備の最前線にあり、そこに徴発された農民にとって、ペリー来航という事件は眼前で展開している事件であった。状況の展開によっては第一に自らの生命に関

与してくるものであり、また、村の生活や財政を圧迫するものであった。

第二に、第一と関連するが、夫人足の徴発という形で当事者となつている時期とその後の落ち着きを取り戻した時期とで情報の性格等を比較できるという点がある。情報は「或ることがらについてのしらせ」というだけでなく、「判断を下したり行動を起こしたりするために必要な知識」〔広辞苑〕である。それは当事者として時々刻々の情勢に対して短時日になされねばならない判断や行動の材料となるものと、長期にわたる社会・政治情勢の分析や展望のための材料となるものがある。もちろん、同一の情報が両者に利用される場合も多い。川越藩領の場合、時期により収集される情報にどのような変化があるであろうか。

第三に、川越とその周辺村落は江戸近郊に位置する、という点で先に紹介した事例の多くと異なる。それらは江戸から遠隔にあり、商品流通ルート、あるいは、中央に直結する特定の知識人が大きなウエイトをもった。それに対し、後述の林信海が毎年一、二度、私用で出府しているように江戸との交通が比較的容易な関東近郊城下町とその周辺では、どのような違いがあるのか、という点である。

以下、本稿はこのような状況・条件下におかれた川越藩領入間郡赤尾村の名主林信海の情報収集活動の展開及び比企郡宮前村名主鈴木久兵衛による川越藩陣屋での情報収集を紹介するものである。

一 ペリー来航と川越藩

具体的な紹介にはいる前に当時の川越藩のおかれた状況を簡単にみておきたい。文化元年（一八〇四）のロシア使節レザノフの事件、さらに同五年のフェートン号事件により衝撃を受けた幕府は江戸内海防備を強化、会津藩に江戸湾口の相模側、白河藩に房総側の警備を命じた。このうち、相模側の防備は文政三年（一八二〇）十二月に会津藩から浦賀奉行へ移るが、この時、非常時の応援が小田原藩と共に川越藩にはじめて命じられた。その後、浦賀奉行にかわり、川越藩が単独で相模側を防備することになったのが天保十三年（一八四二）であり、弘化四年（一八四七）には従来の担当地域を彦根藩と共に分担することになった。この間、川越藩では大津等に陣屋を、観音崎・猿嶋等に台場を設け防備にあたった。その陣屋詰め人数は船頭・水主・夫人を含め、文政五年一一六名、天保十四年一一五〇名、弘化三年のビッドル浦賀来航時には三八三七名にのぼり、うち夫人は九七〇名であった。

嘉永六年六月にペリーが来航した際、川越藩は彦根藩と共に江戸湾口西岸の防備にあたった。この年のペリーの日本滞在は十日程であり、この間の六月九日、久里浜でフィルモア大統領の親書が幕府に手渡された。この親書に対する幕府の返答を求めためペリー艦隊が再来するのは翌嘉永七年（安政元年）一月である。この間に幕府は江戸内海防備の改革に努め、品川沖に台場の建設を開始、

川越藩は十一月にそのうちの一番台場の警備を命ぜられ、相州警備は熊本藩に引き継がれることになった。しかし、ペリー艦隊が再来した時点ではいまだ熊本藩への引き継ぎは行われておらず、また、台場も完成してはいなかった。このため、川越藩は品川台場近くの高輪に新設された陣屋と相州の両地を防備する事態となった。

ペリーの二度目の来航は長期に及び、横浜で条約交渉に入ったのが二月十日、日米和親条約が締結されたのが三月三日、全艦隊が下田へと出航するのは同月二十一日である。この間、川越藩領の農民は夫人足として交代で高輪陣屋、あるいは相州の防備についていたのである。

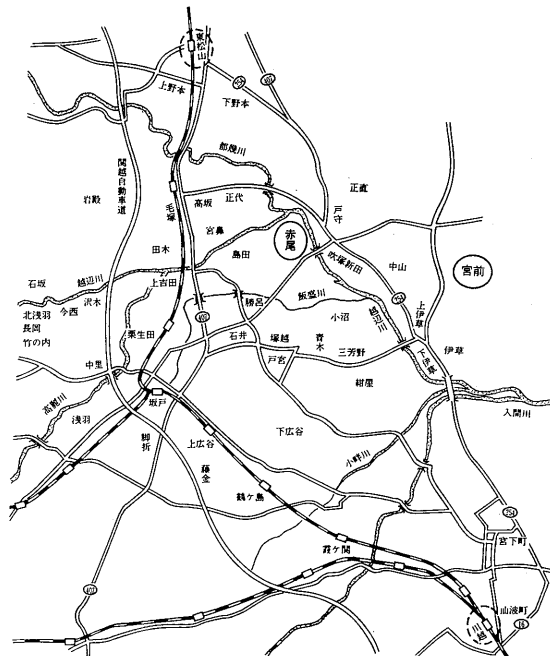
二 林信海とその記録

では武蔵国入間郡赤尾村（現埼玉県坂戸市赤尾）の林家に残された史料から、これを残した林信海という名主・知識人の情報収集活動をみてみたい。

赤尾村は入間郡の東北部の平地に位置し、都幾川をあわせた越辺川が村の東側を流れている（図一参照）。川越へ三里、江戸へ一四里の距離にあり、川越道と坂戸道が通る。寛永十六年（一六三九）にはじめて川越藩領となり（旗本大久保氏と相給）、元禄十二年（一六九九）には全村が川越藩領化、幕末までかわらない。名主役は相給時代には大久保氏知行分を林家が世襲、川越藩領分は森田家であった。全村川越藩領となった後も両家がつづいたとみられるが、享保

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

図1 赤尾村・宮前村周辺地図（現況）



本館収蔵文書目録第22集『林家文書目録』より修正転載

二十年（一七三五）以降、上・下から各一名を出すことになり、上分は安野家、下分は林家が代々、名主役を勤めた。嘉永六、七年のペリー来航時に林家で名主役を勤めていたのが第十三代当主信海である（ペリー帰帆後の安政元年十二月には頭取格となった）。信海は向学心が強く、国学者清水浜臣入門、浜臣・光房父子について国学と和歌を学んだ。公用記録や日記など、大変こまかく記録を書き留めており、好奇心旺盛かつ筆録をよくした人物であったことが窺われる。当時の林家の所持田畑は弘化二年（一八四五）の名寄帳によると田地一五町二反四畝二五歩、畑地七町四畝一三歩に及んで

いる。商業活動は穀類の川越・坂戸商人への売買が主であり、質地による金融関係の文書も多く残されている。⁰³⁾

赤尾村ではペリーの第一回来航時には三番手人数として人足三四人が六月九日に徴発され、十一日に江戸上屋敷まで至るがそのまま滞留、十三日夕方に引き取りになっている。また、翌年の第二回来航時には一月十六日、人足一六人、馬二疋の徴発がかかった。また、上分の同役名主安野氏（当時小組合惣代）が人足差配役を命ぜられて出立した（この年は安野氏が役当番であったが、この役はその留守中、信海が引き受けた。御用留のこの年の冒頭に「当寅年者同役当番ニ付御用御廻状も拝見不仕罷在候処正月十六日相州出人足并馬壹疋被 仰付同役者小組合惣代役之義ヲ以惣人足差配被 仰付宰領人足共都合式拾人十六日昼立ニ而川越参り右ニ付己方へ役用向万事引受当番相勤申候」とあり、これ以後の廻状留を記している⁰⁴⁾）。人足は相州大津の百姓家に分宿し、毎日、猿島陣場へ一〇人ずつ勤めた。また、一月二十八日には三番手人数の差出があり、人足一四人、馬二疋が川越まで出たが、この時には馬二疋と口付荷付四人のみが御用となり、他の人足は翌日夜、帰村した。先に二番手人数として相州大津に赴いた一陣は二月十一日に交代人足が到着したことにより、翌十二日、引き揚げとなっている⁰⁵⁾。

信海はこのように村から人足と同役名主を現地へだし、その留守中の村政における判断・行動が要求される状況にあった。その間、及びその後に信海が収集した情報を知る史料として

- ① 「役用向諸記録」⁰⁶⁾
 - ② 「異国船渡来一件記」他写本類（表一、以下「一件記等」と略す）
 - ③ 「他出雑記帳」⁰⁷⁾
- などがある。

①の「役用向諸記録」（嘉永三年～安政七年）は村役人としての役用上の行動記録や聞書等の情報を中心に記したものである。ペリー来航時には、夫人足差出に関する村の動静や情報が記されているが、親類からの情報や国字思想にもとづき未来を予測した「林信海暗意未来之記」（全文後掲）等、いわゆる「役用向」を離れた情報や自らの思索をも多く含んでいる。②は一群の異国船・海外知識関係の情報集・写本類である。「異国船渡来一件記」六冊には多様な黒船関係情報が収められている。また、③は嘉永六年から文久元年の外出時の訪問先や行動・経費等を記録したもので、②の写書のいくつかもこの記録により入手先が判明する。

では、これらの史料を利用して林信海（及び嫡子信徒も収集活動を行っている）が得た黒船情報につき、以下、その入手経路及び内容を時間的経過とあわせて分析したい。

三 触・達類による公的情報

まず、公的に村にもたらされる触・達類からは非常に乏しい情報しか得られない、ということが確認される。嘉永七年、本来この年の御用留をつけるべき同役名主が人足差配役として相州に赴いたた

表1 林家異国船・海外情報関係写本・刊本類

No.	原史料の年代	表題	内容、筆写・刊行年代、筆写者・出版者、経路等
1~6	〔嘉永2~安政2〕	異国船渡来一件記	嘉永六癸丑年六月相州海面へ異国船渡来之節諸方 _レ 為知之状并見聞書、亜墨利加船渡来始末書、嘉永六年八月長崎奉行大澤豊後守家来川村庄吉 _レ 差越候書状之写、亜墨利加人献貢物、二月十日横浜仮屋ニおいて亜墨利加人へ饗応之次第、異国船渡来ニ付御触書写、嘉永六癸丑六月清国騒乱之儀ニ付対州侯御届書、かひたん差出候封書和解、北海記事、江川太郎左衛門殿言上書 等
7	〔嘉永6〕	異国船渡来一件上書写	「右之書類者大里郡万吉村従叔父田嶋安兵衛静観老人より借用」安政2年正月中旬林胤之助信徒
8	嘉永5年初冬	紀伊国人漂流話記 全	嘉永6年6月下旬文鳳堂写 同年11月下旬文雅堂写
9	天保3年9月	巴丹国漂流物語記 全	嘉永6年11月 林信海
10	〔安政5年〕	下田湊へ亜墨利加国蒸気船入津一件	
11	〔安政4年〕	亜墨利加使者申述之記 全	安政5年6月13日川越某書写しつるを又書写し
12	嘉永6年季秋	土佐国人漂流話記 全	嘉永6年6月文鳳堂写、同年9月下旬倉鼠逸写 同年12月上旬椿芬館写、同7年正月18日より23日迄に写終る 林信徒
13	嘉永癸丑(6)春	鎖国論附尾 完	覚世道人識
14	〔嘉永6〕	大小名方上書之写 完	
15	〔嘉永7〕	瓊浦筆記 完	「此書冊者川越御類御方様御写取御所持なるを拝借したる人より己かり持来てかく書写しおく也」安政4年9月 林信海
16	嘉永巳酉(2)	海外新話 全五冊(板本)	嶺田氏蔵
17		阿蘭陀船入津より出帆迄給人勤方	
18 ~22	安政6年6月	安政五ヶ国条約並税則 全五冊(板本)	芝神明前岡田屋嘉七他9名板元
23	〔文久元〕	勅書写	
24		夢物語・夢々物語	「右借足代弘訓神主所蔵本令人謄写 嘉永三年庚戌秋弘美」
25	嘉永6年6月他	合衆国船舶渡来水師提督上書類	
26	萬曆壬寅孟秋吉旦	地球図説	欧羅巴人利瑪竇著
27	〔嘉永6〕	桑名侯上書写	No.509
28	〔嘉永6〕	ロシア国書并老中返書	No.7044
29	文政8.10	遭厄日本紀事	No.7043
30		鴉片始末	No.741
31	〔嘉永6.8〕	長崎表江魯西亜船渡来ニ付大沢豊後守家来 _レ 来書写	No.510

No.1~26は本館未寄託(マイクロフィルムで収蔵)、27~31は寄託文書(No.509等は本館整理番号)。

め、その間、信海が代わって御用留を記していた。表二はこの期間における黒船に係る触・達類である。森安彦氏は武州荏原郡上野毛村の御用留につき、「御用留」は領主から村落農民に対する、多様な「御用」を書き留めたものである。「御用」とは、農民に背負わされた諸負担のこと、すなわち、「御用留」は本来年貢以外の諸負担の記録という性格をもつもの」と性格規定しているが、ここでも御用留には上納金や夫人馬等の負担の記録が多い。このなかでペリー艦隊の動静を知り得る情報は「渡来したが穏やかである」という程度でしかない。表二にあわせて紹介した忍藩領武蔵国大里郡佐谷田村の御用留においても状況は同様であることがわかる。

四 夫人足徴発期間における入手経路

では、「役用向諸記録」等に記された情報類を信海はどこから入手したのか。表三は同史料の記事から赤尾村の動静と信海の収集情報を追って整理したものである。便宜的に赤尾村から夫人足を出していった時期とその後にかけてみてみたい。まず、第一回のペリー来航から赤尾村の夫人足が戻ってくるまでの期間（六月三日～十三日）の信海への情報の経路をみてみると、

- ・ 上組頭政右衛門（年貢はし米蔵納の際聞く）↓信海
- ・ 人足宰領として川越に詰めている惣左衛門―書状↓信海
- ・ 甚左衛門（川越で聞く）↓信海
- ・ 相州より帰村の塚越村のもの↓青木村庄太夫↓中小坂村頭取名

主↓藤左衛門↓信海

となり、最終的に情報を信海に伝えた者はすべて赤尾村の者である。彼らが情報を入力した先は川越と中小坂村の頭取名主要原氏からであり、それは役用向や夫人足としての行動の中で得られた情報である。この間、「他出雑記帳」によれば信海自身は村を出ていない。

また、翌嘉永七年のペリーの滞在は三か月近くになるが、この間、赤尾村が夫人足を出し、この事件に直面していた時期（一月十六日～二月十二日）に信海にもたらされた情報の経路は、

- ・ 中組頭藤左衛門悴平四郎（高輪台場築立中見聞）↓藤左衛門↓信海

・ 相州人足差配役安野氏―書状↓帰村の人足―書状↓信海

・ 紺屋村、郡役所、寺山・平塚・小坂村辺で直接見聞

・ 本町宿榎本氏宅↓上組頭政右衛門↓信海

と整理される。すべて、村民及び信海自身が村の役用向や夫人足として赴いた川越・近隣村・高輪・相州で得たものであり、情報も自らの見聞、あるいは役用向との関係者から得ている。この間、信海自身は一月二十四日、二十八日、二月十二日の三度、川越へ出勤している。一月二十八日の際には、川越へ赴く途次の村で夫人足の触当の情報を得、川越郡役所で確認して急ぎ帰村、廻状の到着を待たず、いちはやい対応をとっている。なお、「一件記等」「他出雑記帳」には、赤尾村から夫人足を出していた期間における収集であるとわかるものはない。

表2 御用留にみられる黒船関係情報（嘉永7年1月～4月）

忍藩領大里郡佐谷田村（現熊谷市） 久保家文書149「御用留」		川越藩領入間郡赤尾村（現坂戸市） 林家文書1602「御用廻状留帳」	
1.17	異国船渡来につき、人足等の話のため名主呼び出し	1.11 (1.18)	台場御固につき高掛金上納
1.17 (1.19)	治安取締：疑わしきもの、悪党、火の元注意等（関東取締出役より）		
1.21	房州行き郷夫人足呼び出し	1.18 1.25	五人組帳改めのところ、事多につき今年 は村改めとする 小組合4村に相州役人足交代の相談のため 出会呼び掛け（赤尾村より）
[1.15] 1.20 (1.21)	異国船が渡来したが穏やかな船なので動 揺せず、火の元等入念に（老中より）	[1.15] 1.21 (1.27)	異国船が渡来したが穏やかな船なので動 揺せず、火の元等入念に（老中より）
— 1.23 1.25	房州行き人足の名前・賃銭覚 房州行き人夫2人呼び出し 江戸行き人足呼び出し	1.27	人夫交代は指示があるまで勝手に行っ てはいけない
[1.17] 1.23 (1.26)	治安取締：悪党、手に負えねば切捨・打 ち殺し御免（老中より）	[1.17] 1.20 (1.28)	治安取締：悪党、手に負えねば切捨・打 ち殺し御免（老中より）
1.23	飛脚が増え、馬が出払い助郷増（助郷年 番より）	1.28	夫人馬呼び出し
1.22	折柄、人寄せがましきことはするな（熊 谷町に手品使があったので）	1.27 (2.4)	海防負担のため鷹場負担の軽減願に対し、 3年間鷹数半減（野廻り役鈴木与市よ り）
1.26	江戸表手当人足呼び出し		
[1.20] (2.1)	ロシア船退帆につき心得のため知らせる （老中より）		
2.1	江戸増人呼び出し		
2.7	房州郷夫人足替り合につき出会呼び出し		
2.8	同上人足人数・路用等覚		
—	房州替り合人足呼び出し		
2.10	房州替り人馬数申し付け		
2.11	陣屋人足踏入用割のため出会呼び出し		
2.9	助郷一件、異国船のため道中奉行が受付 ない（助郷年番より）		
2.6	異国船御用火急通行の際、定・加助郷の 許しを（坂本宿より熊谷宿まで）		
2.24	江戸人足替り合人足呼び出し		
3.4	房州人足雇い替えにし人足婦村、替り合 不用		
3.13	房州人足雑用金等割のため出会呼び出し		
3.27	江戸人夫総引き揚げ		
3.25 (3.28)	異国船去る21日迄に悉く退帆したので知 らせる		
4.2	異国船警衛につき將軍満足、藩主に申し 渡し（3.28登城）		
4.5	今年の祭礼は御能遠慮仰出		
[4.9] (4.20)	薪水食糧石炭等給与、下田・箱館開港 （老中より）		

注：
赤尾村は上・下二組にわかれ、それぞれ
に名主がおり、御用留も交代でつけてい
る。この年は林家の当番ではなく、上分
の安野家がつけ始めた。ところが、安野
氏は組合の小惣代もつとめており、人足
差配として相州に出掛けた。そのため林
家に残る御用留には安野氏留守中に代役
をつとめていた期間しか記されていない。

日付は〔 〕は『大日本古文書・幕末外国関係文書』による老中の発した月日

無印 は忍藩、川越藩等から発せられた月日

() は佐谷田村、赤尾村に届けられた月日

記載は御用留に記されている順

表3 「役用向諸記録」中の赤尾村の動静と林信海の情報収集(嘉永6年6月~同7年9月)

情報の番号は①: 廻状等による公的情報
②: ①以外のルートからの情報
③: 村政の記録
林家文書 No.1918 「役用向諸記録」より作成

月	日	赤尾村の動静	林信海の情報収集
3	4	ペリー艦隊、浦賀沖来航 川越藩等海防4艘、警備を敷 とする 幕府、川越藩等に増兵を命じ る ミンソツペイ号、江戸内海乗 人 幕府親書受理を決定 川越藩、二番手人数派遣	
9	10	ペリー入江上陸、廻書授受 川越藩は多良藩とともに陸上 を警備	①-1の件に付“村役人寄合、小前ニ至迄不殘集会可致と而定 使ヲ以觸わしたしハツ半過ハ皆々追々ニ来会して相談”“夜ニ入 着割付候而都合三拾四人漸々之事ニ而相辯面中刻付出立ニ成 ル” ②-1の書状で幸領惣左衛門より金子拾河郎遣し依頼→“同役 井与頭共方へ定使ニ為持遣し候如向役井中租頭病氣ニ而不来相 談之由…無沙汰ニしおくかよいと之事ニ而租頭は立帰らぬ” 人足等、夜に入り追々川越を出立 人足等、上坂橋にて夜明、夜に入り五ツ時分に上陸敷着 人足等、上屋敷に逗留 “村役人寄合金子才覚相談…夕方退散” “役右衛門者嶋田村へ金石衛門者石井村へ藤左衛門者小沼村へ 行其村々之様子問合、此一件入用斯方等迄委細ニ問聞” 人足等夕方引取となり、夜中歩行
11	12	ペリー艦隊、幕府沖停留 ペリー艦隊帰航	
13	14	幕府、非常警夜を解き、内海 警備を敷する	
15	18	将軍家儀、川越藩主等の舟を 懸す	②-1 “上戸頭役右衛門去子御年貢はし米兩御藏納として出勤夕方帰村嘯し”：“今般相州御 鹽場へ異国船四艘渡来ニ付御人数差向ケ、今日式番手御人数御出立”“小河原藤澤沼田津 三田村津細三方様御立之趣、塚越村百八拾三石八軒有之村へ人足四人被 仰付候由” →“八日ニ例之書面ニして同役方へ申遣” ②-1 “御廻状本町抽出し名主履本保之助が持廻し、人足ヲ以料々々手分ケニ而御用状持廻り 候よし、嶋田村々当村へ持来り拜見之上請田のしして相返し候” 郡役所より、赤尾村人足 三拾四人、嶋田村同三拾人“相州表へ異国船渡来ニ付即刻御人数差向”“才料差添状 着衣御役所へ可罷出候” ②-2 “夜四ツ半過ニ成り川越ハ飛脚来ル”才料惣左衛門書状：“相州夫人足之義不殘今朝役 付御屋敷様方へ相結候得共未々御難蒙ニ而多分明御御出立ニ可相致” ②-3 “甚右衛門川越へ参り聞来りぬとぞ”：“村方出人足江戸途中白子ニ逗留之由” ①-2 “中ノ坂ノ小沼へ帰リニ立寄藤左衛門四ツ時分我宅へ来り栗原氏(御取名主中ノ坂村名 主栗原七郎兵衛)ニ面して聞来ル”：“①“御代官様へ相州出人足之義久しくはあるまし く其段村々へ申聞安堵させ可申と被仰聞有之”→“明日組合村々栗原氏宅寄合候いたし 候よし”②“塚越村之もの若人立帰ら候、尤昨夜之由此もの呻ツ青木村住木久聞来り 候よし”：“異国船之義交易願ニ来りしよし、今者蒸氣船計津奈川近所本目崎辺ニ滞留、 三艘之大船者以前より速く申見候” ②-5 “村方人足之もの川越迄帰り来り候よし風聞之如ハツ時分タ方送遣々帰り様子聞”： 村出立から江戸上陸敷逗留、川越帰着の間の動静 ②-6 “已川越へ出勤途中中ノ坂村栗原氏へ立寄、仲佐次郎昨十七日相州より痛宅之由、異国船 之一件委細記来りし帳面見せぬ、且又、種々談し聞之”：“是迄之記と多分之相違も有 之由、其一ツをいはず異国船四艘ニ而式組之由、大キ成方ニ落致有之、重方ニ有之、小 キ船をくさリニ而ひき歩行候よし、四艘未本牧送乗入内音懸別ニ成り沼田之近所迄来り しとぞ、右向人品川ノ分舟ニのり舟にく男式人同行三人都合六人乗、異国船近所を乗連り 候節、はしけてんま丸木くりぬきの小舟ニ乗じ異国人船三人ニ突当り候様候かきさせ 得者、向ニ而除ケ乗連の候よし也、此日記後日かりえて此帳面ニ写しおくへき也”

1	28			<p>③-1 “村方出人足面付寛”</p> <p>③-2 “六月十七日夕方惣左衛門来り左之通之書付持参ニ付置座”：出人足率領出金書</p> <p>②-7 “川越ニ而心しれる人よりかり置候持歸り左ニ写しおく也”：“寛永六丑六月御防御用掛り(老中以下幕府海防大名書上)” “寛永六丑年六月十日御馳書付(六月九日町屋町火消出方に就て)”</p>
7	23			<p>②-8 “当四月時分^{御書}が当^{御書}將軍御他界也と人々風説せしか疑としたる事は不問、然レ處七月朔日御書代所^{御書}の御禮状拜見之処、岸拜院様御不豫之処、御養生不救為申昨廿六日御書去被遊候ニ付公方様 右大将様定式之御忌服並為受云々とあるに由り此事ヲ世説遣してやと思ひしに七月廿一日申午御書左衛門此退出所付夕陽宅之由来り嘞し、十八日ニ諸御大名御書本衆御書御登候、公方様御他界之由廿二日之五十日之間御書止被 仰出候由承り歸り候と相嘞したりき”</p> <p>②-9 “川越御家中某様ニおい、御見せニ付写取持歸り候御書付”：“阿部伊勢守殿御書御遊書”(7ノリ)カ国書和解同意見聴取)</p>
9	19		<p>“村三役人寄合・悪水堀堀広カ…当春御書御措割合、相州人足代右同新…右之通及相談”</p>	<p>②-10 “当春三月頃の人々いふ加賀国ニ垂米利加届と交易して其事露頭身代頼所ニたりし錢屋五兵衛といふもの候よし、左三記ニ写去秋九月十九日扇町谷山村屋ニおい、特備之助書写持歸りし也”：“垂懸利加交易露頭ニ付加州宮越漆錢屋五兵衛当時入生身代次所取調”：“右者当春以来人々談し合事なれととり〱なる嘞し故耳ニ聞せしのミたりしをかく記し伝へしを見てかく写しおく也”</p> <p>②-11 “当春のこと也ゆり、行田本町なる已定第丸屋次郎助方が差遣したる参敷事なればと左ニ写書おく也、あまた無心の伝字を羅てよミえかたき所々は其伝ニ写しおく也”：“大坂谷町上橋登北ニ城屋清兵衛と申ものノ姉名ハふるといへる女、大坂北城屋定と申万屋へ年季奉公ニ遣候也、文政三年長崎丸山へ抱へニ相成り夫ハ阿蘭陀屋敷へ折々参り候、然レ越阿蘭陀人各ハソラルと申ものノ女房ニ相成り拾六年ふりニて親里へおくり越候文”</p>
10	6			<p>②-12 “扇町谷柏谷兵衛主助書写おこし候也、後年見ん人之ためニとて己かくハ書写おくにた人”：“癸丑年猪国作制”</p> <p>②-13 “当六月申中興同船遊来交易願ニ付種々之問書”：“御公候御勘定所ノ材木買入被 仰付東藏と言もの隣村カ沼村へ来り写兵衛といふものノ持地ニ有之六六天神木大楢代金八拾五両ニ買取たり……”</p>
11	14	20	<p>川越藩、相州警備を免ぜられ、品川一番台場警備を命ぜられる</p>	<p>②-14 “川越へ出勤して聞たり”：“相州御書御勘代り合ニ成り候、川越侯之御馳御川屋…今度御堂立御台場三ヶ所、西之方若香川越侯高輪ニ而公平坂河守様御下屋敷御書頭、此御屋敷ニ而御勤番……”</p>

<p>12</p> <p>13</p> <p>17</p>	<p>1</p> <p>3</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>16</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p>	<p>ペリー艦隊伊豆沖であられる</p> <p>ペリー艦隊、江戸湾外にあらわれる</p> <p>川越藩、一番手人数派遣</p> <p>ペリー艦隊、小柴沖停泊</p> <p>川越藩、二番手人数派遣</p> <p>①-3に付“村役人一同へ馳廻し井小前一同ニ同役方へ可相集”“都合式拾人出村川越へ参り候”“在村方ニ而人足賃銭取集”</p> <p>人足等、七ツ頭川越出立、夜通し歩行人足等、赤坂溜池上屋敷門前で夜明け、保土谷宿、人足等、入ツ頭大津宿、百姓家に分宿、以後、日々猿島陣場へ10人ずつ勤務</p> <p>“村役人寄合御頭之もの呼之”“村方取巻方之事”“御鷹匠様御宿四五年御免之事”“人別五人組取巻ニ在村無之もの者呼寄候共御免ニいらし候共何し可片付候事”“相州人足代り合之事”</p> <p>相州人足交代ニ付相談寄合の趣状を赤尾村より塚越村、紺屋村、養沼村、小沼村へ出す</p> <p>②-20に付“寄合、交代之人足取候”、又孝石ニ付銀百文ツ入用内取立”</p> <p>夜睡七ツ時分、郡代所より“自己ニ交代いたし候而者不届間追而及抄状候迄者其取可差置旨”の趣状、昨日取究の人足止へ置</p>
<p>1</p> <p>3</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>13</p> <p>14</p> <p>16</p> <p>20</p> <p>21</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>27</p>	<p>①-3に付“村役人一同へ馳廻し井小前一同ニ同役方へ可相集”“都合式拾人出村川越へ参り候”“在村方ニ而人足賃銭取集”</p> <p>人足等、七ツ頭川越出立、夜通し歩行人足等、赤坂溜池上屋敷門前で夜明け、保土谷宿、人足等、入ツ頭大津宿、百姓家に分宿、以後、日々猿島陣場へ10人ずつ勤務</p> <p>“村役人寄合御頭之もの呼之”“村方取巻方之事”“御鷹匠様御宿四五年御免之事”“人別五人組取巻ニ在村無之もの者呼寄候共御免ニいらし候共何し可片付候事”“相州人足代り合之事”</p> <p>相州人足交代ニ付相談寄合の趣状を赤尾村より塚越村、紺屋村、養沼村、小沼村へ出す</p> <p>②-20に付“寄合、交代之人足取候”、又孝石ニ付銀百文ツ入用内取立”</p> <p>夜睡七ツ時分、郡代所より“自己ニ交代いたし候而者不届間追而及抄状候迄者其取可差置旨”の趣状、昨日取究の人足止へ置</p>	<p>②-15 “加納院仁王様よみとして来り相咄し候事”：“明二日酉下午後共一同右杖頭山本坊方へ寄合之由、右者明寅年上京いたし異国船一件ニ付天下無事之祈禱いたし候様本山型護院宮へ被 仰出候由也”</p> <p>②-16 “川越ニ而聞書”：“先月廿三日諸大名御登城 上様將軍と御成り被成候由”“当月朔日当將軍様へ御賀主様へ御金岩万両被下候、是者第一之御台場御節ノ御用金”“来月五日ニ相州大津御節屋御川候へ御引渡し御替代ニ成ル”“川越ニ新御建家三百軒出来”“高輪ニ而御拜領御屋敷…御長屋敷多御建”等</p> <p>②-17 “前書(②-16) 十二月三日川越ニ而聞書之内、相州大津御節屋御代り合之儀如何之事ニ就、相川侯御節屋御元御人数御金ニ成ルニ付御代合ニ相成り着候よし十三日ニいふ人あり、又川越侯御節替ニ成ル拜世間風御説区々也”</p> <p>②-18 “此程已出府中間”：“伊豆国海津へ異国船数百艘見ゆるよし、韭山御代官江川大尉左衛門様へ御注進有之候由”</p> <p>②-19 “戸守村市五郎の頭之”：“右村の川越御家中様へ御仲問御奉公ニ出居候もの二三日之御留度敷一昨昨日戸守村宿へ来り居候処、昨十二日夜中御飛脚来り申ニ今十二日江戸より早飛脚来り候ニ付旦那様今も御用被仰付候も難計ニ付今夜中可立帰と之事ゆゑ昨夜中出村川越へ帰リ候よし也”</p> <p>①-3 “御鷹匠川越へ高取町之もの特廻しニ而到来” 人足拾六人馬老定申付同役名主安野源右衛門主人馬差配出張申付</p> <p>②-20 “中五頭懸左衛門咄し”：“昔平四郎御奉廿三日夜ニ入從江戸端宅いたし候、異国船相州浦賀ニ着ニ付御大名方并大御進へ御差送りニ付高輪御遊邊通行無難間御台場御築立御床ニ成り石ニ付掃材いたし候よし、右高輪御遊邊之通行之もの大勢之内ニ赤尾村之文字有之提灯付付村方之ものニ面談之如長持御や行候よし其後ニ同役并取右衛門両人ニも面合して聞候よし、廿日七ツ時分川越立只今此所ニ至りたりと、廿一日朝五ツ時分也とぞ”</p> <p>②-21 “相州役人足之内御寄極政五郎懸右衛門御代左衛門面人馬引連而構村、直ニ己老へ立寄書翰式通特来り落字” (差配後安野氏書状)：出立後の動靜、至急の代り合人足取候、異国船の動靜 (夏島中停泊、なお三艘を待っている)、この様子では何日かかかるかわからな、村の相向候様</p>

28	川越藩、高輪陣屋へ三番手人数派遣	三番手人数（人足14人、馬2疋）差出	②—22 “川越へ御用金御上納ながら御手代様御宅へ上り相州人足之事御覧可申上と存罷出候途中、紺屋村ニ而聞”；“今日者三番手御人数御派出しニ成り候事ニ成り村々へ人足御触当ニ成りト之事” ①—4 “御郡代所へ罷出人足被 仰付ましたか御領奉申上候と御覽奉申上候處赤尾か人足拾四人取次たと被 仰聞” ②—23 “夫々又早飛脚之如く立帰ル途中寺山平塚小坂辺ニ而聞聞”；“被 仰付候旨紺屋旗同様の浴衣者早人足五六人皆合追々集ル様子見たれば亦如飛歩行して八ツ半頃帰宅” ①—4 “人足拾四人、馬ニ疋差出の趣状
7 10 11 12	チャトガ号本牧に投箱 横浜上陸、条約交渉に入る	交代人足、大津陣屋到着 人足等帰国となる	②—24 “当將軍家川越候へ被 仰渡御書付之旨、是者当月廿日上り頭政右衛門本町宿屋本氏宅ニおいて書取持来りたる也”；内海警備仰付一之御台場御預ケ、一方西交付等 “右被 仰渡之節者五月十一月下旬候、十二月期日前御文中金老方同 御上屋敷へ荷キ入候御御仲間御長兵衛咄しニ而聞たるニよりて前ニも其段書記おきたり” ②—25 “是も右政右衛門書取し持来り見せたり”；“いと俗とも俗ながら時世の人情をしり且乍恐御上様方之御様子を窺ひうる一端也とおもふより見ると即時に筆とりてかく書写しおく也”；よほぐれ武士 ②—26 “当月月中但し十七八日頃候、同役事川越在番中、相州の 御郡代所へ之御状御示被成候而も宣敷所計り致と被存候、御引渡被成候而大仙波村名主原与惣次御かり申持来り候ヲ写取候よし也”；へり一艦隊再来航、内海乘入当時の様子と感想
3 19	日米和親条約締結		②—27 “当期川越志多町へ出テ居候文造持来り為見候ニ付とりあへず写しおく也”；“五月十一月朔日阿部伊勢守製御口達被 仰渡之趣”、永島集次（大津陣屋出陣中）3月12日付書状
3 19			②—28 “同役方ノ手紙添差越たり、昨二日川越へ参りたりと定使長吉申たりき、右者同役義めされてにや外ニ用事ありてにや”；“重墨利加やくはらひ” ②—29 “当月十五日下吉見領之内大井村金子文清方へ行、同人弟子如葉生ノ間候也、又十九日河橋領之内山ヶ谷戸村之内字六郎東と唱懸医師小高友仙も相川宿ニ而聞たり”；“当月六日京都大火事、凡七部焼失之由火元者大門 御殿始仙洞 御所此外各家方多分御預火、右者天火也と人々申よし也” “又此程相州浦賀へ異國船式艘渡来イカリノ国ノ趣ニ申由、是又右友仙も相咄し又者四五日以前ノ人々相咄したり”
16	へりーからの贈答品授受		②—30 相州大津商場交代ニ件ヲ諸事及それにて伴フ人足負担
16			②—31 “上州前橋より沼田一着来り字勝瀬町源兵衛方ニ逗留中、已度々面談ニ聞”；“船夷地之内 皇国領之内へ俄羅斯国人大砲台塲新ニ築立候趣越前候ノ御注進ニ付追々御役々様方各地へ被遣此方ニ而も用心之御台塲も御築立ニ可相成ニ致” ②—32 “飯田村笠原弥三郎從江戸帰リニ立寄咄し”；“懐中ノ取出し見せて此度船夷地へ御役々追々御出張ニ成ルニ付奥州海運殊之外混雜之由是を御認候得といふ、とりて見れハ相玉武藏哉”
16			

このように、二回の夫人足差出という状況下における信海の情報
は、川越及び近隣村、あるいは相州・高輪といった場所において川
越藩の御用・夫役活動のなから得られたものに限定されている。
信海に情報をもたらした者もその活動に携わっている者たちである。
これは、地域的にも信海の日常的な生活圏の範囲内（相州・高輪は
黒船情報という特殊性による例外であるが）である。たとえば、天
保十五年（一八四四）、嘉永六、七年の信海の外出先は表四のとおり
である。大半が公私用による川越行であり、頭取名主のいる中小坂
村、その途次の村も公用として訪ねていることが多い。また、天保

表四 林信海の主な外出先と回数

	川越	坂戸	中小坂	江戸	その他
天保15年	26	18	3	1	扇町屋1 粟生田村1 横見郡黒岩 村1 高蒲1 鎌形村1
嘉永6年	39	4	6	2	三保谷村1 行田本町1 鎌形村1 大里郡玉造 村1
嘉永7年	19	2	2	3	谷中村1 行田本町1 埼玉郡上川 上村1 扇町屋1 箱根1

数字は回数であり、日数ではない。宿泊を伴った場合
にも1回で集計

出典：天保15年「他出雅俗記録」（林家No.2493）

嘉永6、7年「他出雑記帳」（林家No.2495）

十五年に多い坂戸は赤尾村に最も近い町場で穀物取引のために赴い
ている。その他として扇町屋（現入間市）、高蒲（現高蒲町）、行田
本町（現行田市）、鎌形村（現嵐山町）といった遠方の町村も一、二
度程度訪問しているが、これらはいずれも婚姻関係をもつ親類宅を
訪ねたものである。また、年に一、二度江戸に出席している。この
ように信海の生活圏は年に数回、家や個人の用事で江戸や遠隔地に
行く以外は公用・私用ともに赤尾村と川越・坂戸の町場を結んだ範
囲内といえる。この時期の黒船関係の情報もこの中から、それも特
に川越藩との公的な関係のなから得られているといえよう。

五 相州及び高輪陣屋における収集—鈴木久兵衛の記録から

では、赤尾村に夫人足が戻り、当事者から一応は免れて落ち着き
の戻ったと思われる時期、すなわち、嘉永六年六月十四日以降翌七
年一月十五日、及び二月十三日以降に時が移ると情報の入手経路に
変化がみられるであろうか。

まず、前述同様の入手経路も変わりなく重要であるが、村々へ夫
人足等が帰村することにより、彼らから多くの情報を得られるよう
になったことが大きい。それまでも帰村する者や書状はあったが、
まとまった情報ではなかった。小組合惣代安野氏らのように大宰領
や人足差配役として現地に出向いた者たちは、現地陣屋内等で情報を
得やすい位置にあり、彼等の持ち帰った記録は大きな情報源となっ
たことと思われる。川越藩では相州・高輪への夫人馬徴発の際、こ

のような地域をまとめる有力農民であった頭取名主・小組合惣代等を大宰領等に任じ、それぞれ、武具方付、賄方付等として夫人馬の取りまとめにあたらせたからである。

村で待つ立場の信海の子信徒も「此節相州浦賀湊へ北亜米利加船又々渡来之由ニ而村方へも十六日夫人馬被仰付宰領共廿人彼地へ出勤後毎日巷説紛々何レ実説歟右役人足帰村之上可相分」と七年一月二十三日に記しており、巷説のような断片的で真偽不分明な情報はこの時期にも入っていたようであるが、確かで詳細な情報は夫人足らの帰村に期待している。実際、信海は第一回来航の際に相州勤をした中小坂村栗原佐伝次（頭取名主七郎兵衛悱）から「異国船之一件委細記し来りし帳面」をみせられている。信海は「此日記後日かりえて此帳面（役用向諸記録）―筆者注）ニ写しおくへき也」と記している。このように、頭取名主や小組合惣代が現地で得た情報は帰村後、村々に―少なくとも信海のような同階層の者に―伝えられていったと考えられる。

*

では、現地ではどのような情報を得ることが可能であったのか。この情報ルートは川越藩領村に特徴的なものである。ここで信海を離れ、相州や高輪に大宰領として赴き、その間に得た情報や夫人足の動静を記した鈴木久兵衛の記録を紹介したい。

久兵衛は武蔵国比企郡宮前村（現川島町）の名主で、大宰領として夫人足を差配しての相州及び高輪陣屋滞在中に記した記録が残さ

れている。宮前村は比企郡川島領に属し、荒川と入間川の間位置する。角泉村等四二か村と改革組合村を構成していたが、当時、久兵衛は小組合惣代、頭取格に任じられていた（安政元年十二月に頭取名主となっている）。鈴木（庸）家文書には久兵衛が名主役であった期間（天保十四年（一八四三）～明治四年（一八七二））の事績を記した記録が残されているが、これによれば彼は名主役となった翌天保十五年五月に小組合惣代になっている。同年六月には苗字をゆるされ頭取格となり、弘化二年（一八四五）には帯刀もゆるされた。同三年には永苗字差免をうけている。この間、御講世話方、川島大田堤普請世話方、福田村堀割御普請世話方を申し付けられている地域の有力農民であった。同家文書「嘉永七甲寅年九月 異船渡来ニ付相州高輪夫人馬勤高書抜帳」には大宰領二九名の名前が記されているが、一人を除き全員が苗字を許されており、久兵衛同様の経済力、地域での政治力をもっていた者と思われる（たとえば同じ組合村内で見ると比企郡角泉村名主猪鼻茂左衛門は頭取名主であり、「永苗字御免麻御紋御上下御拝領式人扶持頂戴御椽側切置之節者諸役所向高足御免」であった。また、三保谷村の田中三左衛門、吹塚村の道祖土利左衛門、一本木村の間下兵三郎の名があるが彼らも頭取名主あるいは小組合惣代であった）。

さて、久兵衛は嘉永六年六月の第一回ペリー来航時には、相州走水・大津へ武具方付として赴いている。七日に川越を出立、九日に走水着、十一日に大津に引越した。陣屋を引き払ったのは十三日

ある。この際、久兵衛は「相州御用中手控」²⁰、「相州御用ニ付夫人馬入用覚帳」²¹を残している。殊に前者には出立から帰路途中までの間の見聞が記されている。その内容は、

- ・ 大宰領名前書上
- ・ 自分と自らが宰領している夫人足の動静
- ・ 時々の夫人馬覚
- ・ 走水村の村況
- ・ 武具方道具覚
- ・ 手当金覚
- ・ ペリーの久里浜上陸の様子
- ・ 異国船の動き
- ・ 異国船図

・ 「走水の台より唐船碇お致しの図」
などである。また、その状況等は記されていないが引き払い後、相州台場も「拝見」している。このときは滞在の日数も短く、自らの動きとその職務にともなう覚等が主である。また、異国船の情報は伝聞的に記されている。

それに比し、翌七年は滞在期間も長く、その情報も多彩になる。この年は高輪陣屋に賄方付として詰めている。正月二十九日に川越を出立、翌二月一日より二十七日まで約一か月にわたる滞在であった。この間に彼が記した記録は、

- ① 異船渡来ニ付詰合中御用日記²²

- ② 高輪御陣屋出張中記録²³

- ③ 異国船渡来之節夫人馬被仰付候御取極規定²⁴

- ④ 高輪御陣屋勤人足書抜帳²⁵

- ⑤ 高輪御備場詰合中諸事控帳²⁶

- ⑥ 旅中手控²⁷

が残されている。

このうち、①と②が滞在中の動静と収集した情報を記した記録である。①は「御用日記」とあるように公的な情報や職務の記録が主となっている。職務の記録としては、

- ・ 道中及び陣屋での夫人足の生活を中心とした動静
- ・ 人馬差配人等の名前覚
- ・ 褒美金や香の物等の下賜品

などにまとめられる。また、公的な情報は陣屋で伝えられる触書や口達等である。これらは幕府からのもの、藩からのものなどが多く写し取られている。

これに対し②の内容は①同様のものも含まれるが、私的に集めて写し取ったと思われる情報が多くを占める。よって、異国人の具体的な動向や名前、応接場の図等、多彩でより立ち入った内容のものとなっている。

久兵衛が記録した内海防備滞陣中における情報を整理・類別すると大きく次の三つにわけられる。

- (1) 幕府・浦賀奉行等からの触・達類

(2) 陣屋内等で収集した写書・聞書類

(3) 大宰領としての職務上の記録や覚・達類

である。以下、(1)から(3)につき順にみていきたい。

(1) 触・達類 (公的情報)

久兵衛が高輪滞陣中に記録した触・達類は二十日余で二六回に及んでいる。情報のおもな発信源は老中・大目付、浦賀奉行、相州表である。老中からの達が横浜での応接決定、異国船見物禁制、防備心得方など、交渉の大きなポイントや防備の方針等に限られているのに対し、浦賀奉行、相州表からの触・達は異国船の動きや交渉の予定等、より詳細な内容となりその数も多い。老中からの達は藩を通じて、また、神奈川宿滞陣中の浦賀奉行井沢美作守や相州陣屋からの達は直接に高輪陣屋へもたらされた。陣屋内では武者奉行門屋又次郎・小祐筆所から支配方へ触れられた。賄方付の久兵衛は「御賄所御承り候ニ」、「御賄所御承り候ニ」、「御賄所御承り候ニ」等の表現から自らの属する賄所からそれらの情報を得ていたことがわかる。これらから久兵衛が知り得たペリー艦隊の動静や交渉の進展を整理すると、

四日 横浜での応接決定

六日 異国船一艘乗入、観音崎沖停泊

八日 異国船一艘本牧へ乗入、都合七艘となる。

十日 横浜にて応接、祝砲五五発発砲

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

十五日 アメリカ兵、献貢物を持参し応接場上陸

十八日 横浜応接雨天延引

十九日 横浜応接、帰船

二十日 異国船一艘乗入、猿島手前に停泊

二十一日 兵糧船一艘、神奈川沖八艘の場所へ停泊

二十二日 軍艦二艘、下田に向けて出船

二十六日 上陸応接、幕府よりペリー一行に贈品

蒸気船一艘、本国へ向け帰帆

となる。村にあった信海等に伝えられた公的情報とは質量ともに格段の違いがある。もちろん、信海等へも夫人足徴発に際し役所等で口頭により伝えられたものも多いであろうが、もっとも基本的な伝達手段である文書という形ではこのように大きな差がある。高輪陣屋では触・達類に限っても実に豊富な情報を農民―少なくとも大宰領レベル―は得ていたことになる。これは当然のことながら内海防備という当面の課題遂行のためにこれらの情報を彼らにも伝えておくことが落として必要であったからであり、後方の村々にはその必要はない、と判断されたからであろう。幕府や藩は出版統制に顕著なように民衆への情報を統制したが、直面する課題遂行のための最小限の情報は流さざるをえなかったわけであり、徴発されていた農民等は特殊な情報的環境にいたといえよう。

(2) 写書・聞書類

簡単な事実を伝えるだけの触・達類に対し、陣屋内ではより詳細な情報も手に入れることが可能であった。たとえば、触・達類では実施の事実のみを伝えられたペリー一行の上陸についても、その際の様子や彼らの服装・行動等、詳しく久兵衛は知り得ていた。これらの多くは本来、久兵衛クラスの者に伝えられることを予定された情報ではないと思われ、なかには「他見無用」「極内々写之」と記されたものもある。これは浦賀奉行与力合原操蔵の正月二十六日付の書状である。⁶⁴ 与力の書状が伝えられていること自体、私的な通信も含めてかなりの範囲の情報が不特定の人間に提供されていたことを暗示するが、その内容は幕府応接方の思惑にまで及んでいる。すなわち、応接の場を浦賀等、江戸から遠隔の地に設定しようとする応接方に対し、副官アダムスは江戸あるいは江戸近郊を主張して譲らない。このやりとりを見ていた操蔵は「私愚案ニ者少々当方江参り候役人之面々も上之御意承り候哉之様子ニ而 弥得心不到節者品ニが交易之御聞届ニも可相成哉之御様子敷共被存候事共御座候、併是ハ愚案之義ニ付左様御承知可被下候」と記している。また、ペリー艦隊の大砲打方の方法と比較して幕府のものを「当方杯之西洋流ニ而無益之唱言葉足取等ニ心身を勞し候事ハ矢張治世之もて遊びかと被察候」と批判している。このように浦賀奉行与力とはいえ、幕府内部での思惑や批判がまだペリーとの交渉中という時点ですでに久

表5 天保14年～安政元年鈴木久兵衛事績

年	月	事	績
天保14(1843)	2	名主役申付	
"	15(1844)	5	小組合惣代役申付
"	(")	6	荒川水行上、踏込精勤により苗字差免、頭取格申付
弘化2(1845)	1	勤務出精により帯刀差免	
"	(")	5	御講世話方行届により金老分式朱下賜
"	(")	12	割済講踏込出精により金三百疋下賜
"	3(1846)	5	川島大田堤普請世話方申付、精勤により永苗字差免、金三百疋下賜
"	4(1847)	1	違作定免維持により金貳両下賜
嘉永元(1848)	6	福田村堀割御普請世話方申付、出精により金貳百疋下賜	
"	4(1851)	12	御講世話方申付、骨折出精により麻上下一具下賜
"	5(1852)	1	早魃田方違作定免維持奇特により金貳百疋下賜
"	6(1853)	7	異国船渡来の節、賄方附属人夫差配申付、昼夜出精により金老兩下賜
"	7(1854)	1	郡中諸出入向実意取扱により金老兩下賜
"	(")	5	異国船渡来の節、人夫差配方申付、昼夜出精により金五百疋下賜
安政元(")	12		御領中上金申談方行届により単上下一具、大御盃一下賜、名主頭取役申付

鈴木(庸)家文書 No.8436より作成

兵衛ら農民の知る情報となっているのである。しかも、その入手経路は陣屋家中からであると思われる。この記録の前後に写されている情報がともに同日に賄所から借りて、あるいは承って記したものであり、この書状も賄所から得た可能性が高い。そこまでは特定できないにせよ、久兵衛らは外出を強く規制されており、この二十二日に久兵衛が陣屋外に出て入手したとは考えにくい。交渉の結果のていない滞陣中の段階で、陣屋の家中支配方から極秘とされる情報ですでに大宰領レベルの農民には伝えられていたのであり、藩役人と村役人（少なくとも頭取名主・小組合惣代レベル）との間には、情報伝達を許すだけのコミュニケーションが成立していたことを示している。陣屋滞在が二〇日余に及んでいるとはいえず、この間だけでこのような関係ができるとは考えにくい。その前提には藩の役人と村役人一般の間に、このような情報伝達を許すような人間関係が、日常の生活のなかで培われていたからではないだろうか。表五は前述の九兵衛実績から安政元年までを整理したものである。世話役の任命や下賜が頻繁に行われており、彼が地方支配の末端に組み込まれていたことが窺える。これにより支配役人との間に頻繁な交渉コミュニケーションの形成が行われていたことが想像される。信海も村政や組合村の活動で形成していた人間関係から情報を得ていたが、そのような関係からの収集が陣屋内においても成立しえていたのではないか。

具体的な情報入手の一端を窺えるものに「服部様何方が歟借受写

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

置申候ニ付尚又借用二月廿七日写之」と記された長崎へ来航したロシア使節の情報がある。個人的に入手されたような情報も借用・筆写している様子がわかる。「服部様」は目附として参陣している服部真人と思われる。この服部真人は二月十日のペリー上陸の際に川越藩から応接見届役として出張した四人のうちの一人である。このことから、「十二日聞書致置候」という十日のペリー上陸の際の情報もこの服部真人のルートからのものと推測される。家族宛の九兵衛書状に「異船之義も八日跡船老艘本牧沖横浜と申所江参り前船と老所ニ成、都合七艘相ならび居昨十日於同所応接有之、尤人数七百人程上陸致候趣当御屋敷を服部真人様、安福寿平（福岡寿平カ―筆者注）様と申御士御両人御上下共御出、同夜御帰宅ニ被成候供之者承り候義ニ御座候、近日委敷者相分り可申と存候間其上可申上候」とある。また、「二月廿日御賄方承り記之」というペリー献貢物概要の冒頭には「異人公儀江献貢物品々有之候旨ニ候得共未タ委敷書付手ニ入不申明日者どうやら借写候事ニ相成へく由ニ御弁承り候処左之通」とある。短時日のうちに聞書等で概要をつかみ、更に詳しく確かな「書付」等入手しようと努めている久兵衛の情報収集の様子が知れる。

(3) 大宰領としての職務上の記録や覚・達

この他、久兵衛の記録には武具方あるいは賄方としての職務上で受けた達や命令、自らや夫人足の動向等が記されている。これらは、

入手した情報ではなく、当事者としての記録であるから彼自身にとっては情報とはいえないものであるのかもしれない。しかし、信海ら夫人足を出している村にとっては、最も気になる情報ではなかったか。久兵衛は家族への書状でも第一に自らや夫人足の動静を伝えている。農民にとって黒船やペリーそのものの情報と共に、この事件が自分たちの生活にどう影響してくるか、という点が重大な関心事であったはずである。黒船来航という事態下において、夫人足がどのような行動を強いられたのかは、重大な関心事であったと思われる。

これを整理・大別すると、

- ① 姓名・人数・手当金等の書上
- ② 夫人足の動静（発病・帰村等）
- ③ 槇・風呂等の待遇や下賜物
- ④ 自分の行動

にわけられる。①は自村や組合村だけではなく、二番手人足として高輪に徴発された夫人足等の全体的状況を判断する情報となったであろう。それにもまして②③④は、非常時下において藩からどのような生活を強いられたかを知り得るものとして同じ農民層にとっては興味ある情報となったのではないか。劣悪な生活環境におかれ、病人の多く出ている状況が窺い知れる。

以上、久兵衛の記録から陣屋等で有力名主層が入手した情報の内容とルートを見てきた。そのなかで、久兵衛が達等を筆写している

日は、その伝える内容の完了した後であるものもあり、彼がその情報を今後も利用し、また、人にも伝えようとした意識をあらわしているといえよう。事後に更に詳しく知ろうとし、また、それを記録しようとする彼の態度は、それらの情報が政治・社会情勢を判断する情報として重要なものであり、記録・伝達することにより将来的にも有用な情報であるという認識にもとづいてのではないだろうか。

彼が書状と共に送ったと思われる「此間中々被仰渡之控荒増」⁴⁰には老中達等を写した後に「右之外品々御触達も有之候得共中々写兼候間帰村之上御目掛ケ可申候」と記されており、滞陣中から村へ触・達類を伝え、また、記録は帰村後に人に見せることを前提として書かれたものであり、村々への重要な情報源となったことがわかる。

六 川越・江戸での情報入手

論を再び林信海の情報入手活動の展開に戻す。夫人足が帰り、村にも一定度の落ち付きが戻ったと思われるこの時期になると、同じ川越で情報を得るにしても公的な役用向の關係から入手するだけでなく、私的なルートからも入手するような傾向をみせている。頭取名主、役所等から仲間奉公人や商人へのひろがりである。また、川越藩家中からでも役所等の公的な場から私的に懇意な藩士へと、経路が増えている。たとえば、「役用向諸記録」中では、赤尾村や近隣村落から仲間奉公等で川越へ出ている者からの話をのせている。表

三②—16、②—17、②—19がそれである。また、「役用向諸記録」には商人・町人からの情報は（少なくとも）出所が明示されているものは「記録されていないが、「他出雑記帳」からは信海が川越で商人から写本を借りるなどして情報を得ていることがわかり、「一件記録等」にその写本が残っているものもある。それを引用すると、

(1) 十月十二日（嘉永六年—筆者注）川越へ私用ニ而参ル（中略）其隣家麻藤へ立寄亜米利加一件記式冊、巴丹漂流記一冊かり（下略）

(2) 十一月十二日畑方金御上納として出勤（中略）南町麻藤へ立寄〇五百三拾文和名類聚鈔拾冊代、此家ニ而酒之馳走ニ成り八ツ頃迄居、四戦紀聞四冊、鴉片始末考冊、亜墨利加合衆国書翰和解式冊かり持帰ル

(3) 十一月廿日川越へ出勤（中略）同町（北町—筆者注）万忠方ニ而米三駄代金三両考分ト錢九百六拾四文受取、此屋主人咄し品川之方々考番 川越侯 高輪ニ而松平駿河守様御下屋敷 御拝領

同断	式番	会津侯	同備前国主御下屋敷御拝領
同断	三番	忍侯	深川石場
川越侯御跡		細川	本牧鼻 因幡侯
会津侯同断		立花	
忍侯同断		池田	
伊井侯同断		毛利	

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

などがあげられる。「麻藤」は川越南町の麻屋藤兵衛、「万忠」は北町の穀物商万屋忠右衛門であり、ともに他出記録にもままあらわれ、以前から林家懇意の商人であることがわかる。

また、川越藩家中からの情報においても「川越御家中某様ニおいて御見セニ付写取持帰り候」（②—9）等と「役用向諸記録」にもみえるが「異国船渡来一件記」中には息子信徒による筆写奥書に具体的な名も記されている。たとえば、「北海記事」の奥書には

「本書者中小坂栗原氏が借之、九月十七日御届之書者川越藩沼田氏筆記之中、諸侯上書之内ニ有之仮此冊ニ書入置畢」

とある。「沼田氏」は沼田一斉（泰道）のことと思われる。一斉の父順義は盲目の医師・国学者として著名で藩主斉典の国学進講役を務めた。一斉も学問を好み川越藩に仕えた。蔵書を広く集め文庫を企画したという。信海・信徒とは懇意で以前から蔵書の貸借を行っている。また、林家文書中にも五七通の一斉書状が残されている。この他、「小陣相図之覚」には「川越藩中川崎岩右衛門と云人所持ヲ写おく也」とある。

川越ではかわら版（読売）も売られており、情報源のひとつになっている。嘉永七年九月のイギリス船渡来について、信海は十月の出府中に江戸市中の人々の咄で聞いていたが「帰宅後同廿二日に伴胤之助（信徒—筆者注）川越へ参り市中読売歩行ニ付買取持帰りたり」としてその内容のあらましを記している。川越では不特定多数への伝達手段Ⅱ印刷情報も流布していたことを示し、まさにこの

地方の情報のセンターとなっていたといえよう。

さて、信海は年に一、二度、知人や商人の訪問、書籍等の購入、参詣・遊山等のために江戸へ出ているが、嘉永六、七年においても情勢が落ち着くと出府し、その中で黒船関係の情報も収集している。嘉永六年には八月十七、二十一日、十月十六、二十一日（往復の日程を含む）の二回である。このうち、十月二十日には新大坂町文雅堂彦兵衛を訪ね、品川沖に建造中の台場の絵図をみている。⁶⁴

十月廿日（中略）又新大坂町文雅堂彦兵衛方へ立寄見たり、此度御造立御台場拾壹ヶ所皆々何間ニ何間と記し絵図にしてあり

坪数拾貳万七千五百五拾四坪八合

松 杭木三万貳千貳百五本 木口四寸
長三間六四間半

雑木同八千九百五拾五本 末口三寸
長八間半

繩 五千九百八拾五房 廿尋□

右者メ高之処ヲ写ス、其外当六月中異国船渡来之節之記録も有之□所持ニ大方似たり

この文雅堂へは出府の際にはよく立ち寄り、種々の写本類から情報を得ていたようで、翌七年一月十日にも尋ね「土佐国人万次郎口書」を借りている。この写本は信徒によって一月十八日から二十三日にかけて書写された表一—No.12の「土佐国人漂流話記」（内題「土佐国漂流談」）のことと思われる。なお、この写本の奥書には、

（朱書）
「文鳳堂奥書」

同六丑年六月浦賀へアメリカカ船之来ル頃写終

同年九月下旬以文鳳堂本匆匆々了 倉風逸書

同年十二月上旬了

以四世浅艸菴本写畢 椿芬館

とある。同様の奥書が表一—No.8「紀伊国人漂流話記」（内題「紀伊国漂客談」）にある。すなわち、

嘉永六丑年六月下旬写終 文鳳堂

同年十一月下旬写之畢 文雅堂

とある。これには付箋がつけられ、文鳳堂、文雅堂両者につき、

文鳳堂 檜物町三嶋屋敷大屋

某 万次郎と懇意之もの

文雅堂 新大坂町南裏住居大坂

屋彦兵衛 出生大坂之もの 奇人

と記されている。文雅堂は貸本屋かと思われるが、筆書の乏しい知識では両者につきこれ以上のことはわからないが、信海にとって文雅堂は江戸でのニュースソースとして重要な人物であったことは確かかなようである。箱根堂ケ嶋温泉滞在（詳しくは後述）の帰途の嘉永七年閏七月十六日にも立寄っており、「他出雜記帳」には「新大坂町文雅堂へ立寄○七百五拾六文短冊五拾枚代、珍図杯かり持帰ル」とある。この「珍図」については、「異国船渡来一件記」中の「二月

十日横浜仮屋ニおいて亜墨利加人へ饗応之次第」の奥書に「新大坂町南裏ニ住居文雅堂為貞か許をとひ、当春正月渡来亜墨利加人冠始メ委細画ニしたる巻杯かり持来るついでニ此一条も書写し持帰り此所ニ再書写おく也」とある「巻杯」であると思われる。なお、この訪問の際には「亜墨利加人献貢物」も書写している（この「亜墨利加人献貢物」はすでに別本から信海は書写して所持しており、それに文雅堂本との異同を朱で書き込んだものが「異国船渡来一件記」に残されている）。

文雅堂の他、江戸で黒船関係情報を得ている者に加藤千浪と外山勝五郎がいる。加藤千浪からの聞書は「他出雜記帳」嘉永七年正月十日に

日本橋南檜物町北三嶋屋敷加藤弥三郎千浪新宅へ立寄聞書

一時雨かゝると見えしあまりかも我日の本にさへるへしやは

外山三位雅恭卿

武士の力のかきりつくしての後こそふかむ伊勢の神かせ

松平某殿

とある。加藤千浪は岸本由豆流門下の国学者・歌人として著名であった。信海も清水浜臣・光房父子について国学・和歌を学んでおり、その関係からのつながりかと思われる。なお、加藤千浪の住居が先の文鳳堂と同じ檜物町であるのも興味をひかれるところである。外山勝五郎は貫心流剣術師で嘉永六年八月十九日、十月十八日に木挽町式丁目信海を訪ねている外山氏と思われる。信海は剣術も

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

好み、外山氏をはじめ剣術家が林家に滞在し、家人や近隣の者と稽古や試合をしている記録がまま、同家の「家内見聞記録覚帳」⁽⁴⁾にみられる。武道家はこのように修行等で各地を遍歴し情報の伝達に寄与したと思われるが、「異国船渡来一件記」に記されている外山勝五郎の話も、安政二年四月十五日に房州野島で稽古をしていた際に上陸した異国人の話である。

この他、具体的な情報は書かれていないが、「他出雜記帳」によれば、出府時には師の清水光房をはじめ多くの人物や店を訪ねており、江戸には信海に情報を与えてくれるつながりは多くあったと思われる。また、書肆から書籍を購入することによって海外情報等を得ていたことはもちろんである。たとえば、嘉永六年十月十七日に横山町二丁目出雲寺某から「万国絵図巻表紙付」を、同七年閏七月十五日には通四丁目須原屋佐助から「坤輿図識初編」三冊を購入している。また、発売後まもなく出版禁止となった「海外新話」全五冊も林家に残されている（表一—No.16）。

さらに、信海は聞書や写本のみならず、自らの眼で確かめるため品川台場の見物もしている。

十月十八日（嘉永六年—筆者注）来春来船の御用意として芝高輪の海中に鉄炮御台場ものせさせ給ふ由兼聞おきたるにより（中略）芝田町大木戸之跡ニ至り遠目鏡ニ見るニ三ヶ屯見ゆ陸ガ凡^ニ 壱里、嶋之間拾四五丁ツムもあるへし、来し道ニ見たり、新大橋下ノ洲なる芦原苅払砂ヲ俵ニ入レ数多の小舟にて此見ゆる海中

に運行也けり(中略)廿四文遠目鏡見料(下略)⁴⁰⁾

以上、近隣村、川越、江戸からの情報の入手経路をみてきたが、この他、林家は行田本町(忍藩城下町)や扇町屋等の町場にも親類をもっており、「役用向諸記録」には黒船関係ではないが、彼らからの情報を記している。川越同様、これらの城下町や在方町は情報の集まりやすい場所であり、信海にとって重要な情報ルートであったと思われる。

また、不特定の人の集まる場としては、この他にも温泉場や旅館等がある。信海は黒船騒動が落ち着いた嘉永七年七月二十一日から閏七月十三日まで箱根堂ヶ嶋温泉に逗留しているが、その旅宿大和屋所持の黒船や安政元年の大地震に関する文書、宮之下藤屋勘右衛門所持の秀吉・後北条氏文書等を写し取っている。⁴⁰⁾ 他の宿泊人所持のものを写したものもあり、このような場では人と共に情報も集まり、交換されたものであろう。

七 情報の内容

前項まででは情報の入手経路が、事件発生時には限られた地域や人間関係であったものが、時間の経過とともに地域も人の職種やつながりもひろがっていく傾向をみたが、その際もたらされた情報の内容はどうかであったか。

まず、赤尾村から夫人足を出しているような時期の情報は、その夫人足の微発や動静に関する内容が主であるといえる。黒船そのも

のに関する情報は帰村した夫人足や書状から「役用向諸記録」にわずかに記されているにすぎない。嘉永六年の際は期間も五日間であったため先に帰村した一人の夫人足の話として、

異国船之義交易願ニ来りしよし、今者蒸氣船計神奈川近所本目崎辺ニ滞留、三艘之大船者以前より遠く沖ニ見え候

とあるにすぎない。翌七年の場合は夫人足の微発は約一か月に及んでいるが、やはり、夫人足の動静以外では高輪台場建築から戻った者の話として一月二十五日に、

異国船相州浦賀ニ着ニ付御大名方并大筒追々彼地へ御差送りニ付高輪海辺通行無絶間御台場御築立御休ミニ成り(中略)十四日夜不意ニ本牧迄六艘乗込し

という情報を、また、人足差配役として相州に赴いている同役名主からの書状の「所用之分あらまし」として一月二十六日に、

当節異国船当国久良岐郡金沢辺夏嶋沖ニかゝり居候処猶三艘跡船来ル趣ニ而待居候よし

を記しているのみである。もちろん、信海が得ていた直接黒船に関する情報がこれだけであったわけではないだろう。今田洋三氏の指摘⁴⁰⁾のごとく、流言という形で多くの情報が入ってきていたことも推測される。実際、信徒は一月二十三日に「毎日巷説紛々何レ実説歟」と書いている。しかし、表三②―⑧、②―⑩は三月や四月から風説としては聞いていた情報であるが、「駭としたる事は不聞」ために記録せず、出府した組頭の話や写書を得ることによってようや

く七月や九月に記している。このような信海の情報に対する態度からすれば、夫人足を出していたような時期→来航一か月程では確かな情報は決して多くはなかったと思われる。

これに対し、夫人足が帰村し落ち着きを取り戻すにつれて信海もひろく情報を求めることが可能になり、その内容も直接にペリーや幕府の動静を詳細に伝えるものへと移ってくる。まず、夫人足らの帰村は鈴木久兵衛の記録にみられるような内容をもった情報を信海にもたらしたと思われる。また、同役名主の帰村もあり、信海自身も川越や江戸への他出を控える必要もなくなり、積極的に情報をもつ者を訪ねることが可能となった。これにより、より多彩かつ詳細な内容をもつ情報が得られるようになった。川越はどの村からも夫人足を出した川越藩領の中心であり、藩家中、藩領村、商人等、様々な階層、ルートから情報が集まってきており、前項でみたように信海はその各層から情報を得ている。また、更に大きな情報の集中地江戸への出府においてもかねて懇意の者を訪ねることによって更に内容を豊かなものとした。その内容は、

- ・ 蒸気船の概要や動静
- ・ アメリカ人の服装や所持物等の文化
- ・ 交渉時のアメリカ人の所作・行動
- ・ 交渉時の饗応献立や贈答品書上
- ・ 幕府の対応の様子
- ・ 江戸町の警備・対応

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

- ・ 内海防備の態勢・概要
- ・ 大名等から幕府への意見
- ・ アメリカ大統領親書や条約条文
- ・ 川越藩の対応・動静
- ・ 陣屋での夫人足等の動静
- などにまとめられる。これらの情報が、

- ・ 見聞者の手記・記録
 - ・ 幕府の大名・旗本への触・達
 - ・ 町触・浦触等
 - ・ 大名・旗本等から幕府への上書
 - ・ 浦賀奉行所役人、陣屋詰藩士・人足等の書状
 - ・ 狂歌・戯歌類
 - ・ かわら版・板本等の市井の印刷物
- 等の文書・記録・出版物の形で収集されている。その集大成として「異国船渡来一件記」六冊他がまとめられ、保存されたのであろう。このように、時間の経過・情勢の安定化にともない情報の内容は夫人足等の動静からペリーや幕府・藩の動静へとひろがっていく傾向にある。しかし、初期には夫人足等の動静に限られ、情報のレベルが低く、それに対してペリーや幕府の動静が高度な情報であるとは一概にはいえない。むしろ、当事者として夫人足徴発に直面している事態下では、夫人足等の動静は最も重要な情報であろう。藩からどれだけの負担が課せられるのか、いかに対応すべきか、といった

村政の直面した問題に判断を下すためには村役人（殊に同役名主が相州に行き、残された名主として）の立場として、その材料となるべき情報を収集することが重要であった。これは、まさに時々刻々の情勢に対応していくための最新の情報の収集である。少し具体的にみてみたい。

夫人足徴発は触書として公式に村に伝えられるが、それを得た時点では即日に対応しなければならない。また、それ以外の公的な情報も乏しいため、自ら川越や近隣村から情報を得る必要があった。ペリー来航や夫人足の徴発の事実につき、信海はいずれの時にも触書到着以前に他からの情報で既知であった。すなわち、嘉永六年六月の第一回来航の際には廻状のくる二日前の七日、川越からもどった組頭から異国船四艘の渡来と二番手人数出立の事実を聞き、翌八日にはこの情報を同役へも知らせている。第二回の来航はたまたまの出府中に聞いている。ペリー艦隊が伊豆沖にあらわれたのは八日であるが、その翌日のことである。また、艦隊が江戸湾外にあらわれ、川越藩が一番手人数を派遣するのが十四日であるが、その前日には隣村戸守村へ家中仲間奉公から二、三日の暇をもらって帰村していた者が急遽、飛脚のしらせで昨晚川越へ帰った事実を聞いている。その飛脚のしらせは「今十二日江戸より早飛脚来り候ニ付旦那義今ニも御用被仰付哉も難計ニ付今夜中立帰」というものであり、このような間接的な情報も十分に信海に事態を伝えたであろう（表三②—19）。赤尾村に徴発の廻状が来たのはこの三日後であった。

また、二十八日には三番手人数として再び徴発があるが、このときは御用金上納のため川越へ赴く途次の紺屋村で触当の事実をはじめて聞いている。その後、川越郡代所で赤尾村の人数を確認、「早飛脚之如く」立帰る途中、寺山・平塚・小坂村の様子を見聞きし、「弥如飛歩行」して帰村し対応した（表三②—22、23、①—4）。このように川越や近隣村からの情報により正式通達以前から、少なくとも心理的な準備は整えることができたといえる。

また、村が行動を決する際には近隣村の動向を参考としており、その情報を得ることが重要であった。嘉永六年六月十二日、村役人が寄合、夫人足差出のための金子才覚を相談しているが、翌十三日、組頭らが近隣の嶋田村・石井村・小沼村へ行き「其村々之様子問合此一件入用割方等迄委細ニ問聞可申」ということになった。また、七月一月二十六日には夫人足交代につき相談のため塚越・紺屋・横沼・小沼村に廻状を回している。このような形の組合村や近隣村との情報の交換・同一行動の選択は非常時だけでなく、日常的な活動のなかでなされていることであり、村役人、組合役人等の立場では身近な情報が非常に重要であったのである。

これに対し、その後のペリーや幕府の動向・文書等は時々刻々の情勢に短時日に対応するための情勢ではない。その多くがすでにペリー帰帆後といった事後に収集されているものであるからである。しかし、これらの情報は決して事後だからということではなく、長期的に社会動向を分析し、それに対応していく

ための材料として重要なものであったと考えられる。その際には村役人の立場として必要なばかりでなく、家経営の維持・発展といった家当主としての立場、国学等を学び、その思想を背景に知識をもとめ、政治・社会を考えようとする知識人としての立場からもそれらの情報を欲していたのである。信海も国学を学ぶ者として情報の収集・分析から社会の将来を展望している。少し長文になるが引用したい。

林信海暗意

未来之記 先見違不違者

其時節ヲ経てこそ

己生得之癖ありて毎事記録する事を好むあまり何事もといふ内ニも今度亜墨利加并魯西亜兩國之夷狄共渡来し我大御国ニなれむつミ奉らんとこひ又交易せんことをこふにつけて去丑七月朔日諸御大名不殘登 城右書翰之和解写式冊御銘々へ御渡し被成仮令忌諱ニ触候事ニ而も無懼り可奉申上御上意被 仰渡ニ付諸御大名方御銘々御上書有之己さる物好むより其御上書御国主七侯外西 御丸御留守居方八人御連名之御上書杯入手見るニつけて去年以来思ふことともにあはせつゝ独うなつくにつけてあたるやあたらすや此帳面ニ記しておくとしかゝそもゝ鼻平打統キ我人共おもはずしらす世間并故自然奢侈ニ成り行きかくてハ上下共身分不立場ニ至り可申依之天地之神御慮有之而かゝるとおほえたり且又己かゝる大御国に生レ文運やゝひらけて古学つきゝに明ラけく成行により其学のかたはし見しり

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

て皇朝のいとも尊きことをしるよりいかて仏法渡らざりし往昔の大御世に立かへり神威をふるはせ給ふやうにと日頃おもひをり今つらゝおもふにかゝることのいて来るハそのきさしあらはれたる也となんおもふ己此年頃外国の事とも記せる書籍并六大陸の絵図など見てもおもふに世にハあやしき性質なるくるたふれ人もあれハ外国をいたくほめそやしなとするもあるへしされハことゝく信するにハあらねと天運循環の時勢誠ニさもあるらんとおほゆることもあるにつけて彼兩夷狄共よりの書翰頗威却の言ありと見えたなる此事によりても其時勢のほとハしらるかし御返書中ニ三五年まつへしとあるにも三年目ニ者如何と問ニ来ルは必定也其時又御方便ニ又式ケ年と被仰聞歟又夷狄共延引者せしと思召ときハ交易者ならぬと御断も必定也さる時は夷狄共俗ニ云いひしつこけニ者すへからす元来我日本小国と兼而思ひ悔りをるへけれハ例の大砲もて劫さハ直ニ彼差越たる白旗をたてん事必定と寄来ん事は又必定也さる時ニ者式百年来先祖夫々之餘光ニ而自然威光を振ひたりし武士達衆必死之覚悟あるも我々同様なる拙キ志あるも夫々相分ルへし我国家此一事ニより一変すへき事必せりさる時に生れあひたる御百姓必死之場之役其外ニ苦使せられてからき目見ん事は又必せりあはれゝ見よゝ此大 皇國の万国にすぐれてたふとくかしこき 大御神の御稜威はさる時にそあらはし給はん又海神も往昔縁有之此大 皇國なれハよそに見てハをらしかし任先例海中ニ穴のあくほと大風吹か海潮時のまに遠く干て夷狄共の大軍艦悉皆纒り教日を経て 皇軍柴薪ヲ多く持至り焼

んとせば彼は是ニ畏縮して彼等思ひの外に降旗をたて出船平伏自今永年我大 皇国にまつろひ奉り古書ニいはゆる舟はうほさすといふまてにいたらんとそつたなくをちなくいやしきおのれ天下の人かすかほにかくおもふ事をしるしおくあなかしこや

嘉永七甲寅年閏七月廿五日再執筆記置之也

国学思想に拘束されているとはいえ、諸大名の上書や「外国の事も記せる書籍」、「六大洲の絵図」、アメリカからの親書といった情報の収集・分析のもとに政治・社会情勢を展望している。

また、相州詰武士から郡代所への書状(表三②—26)中にペリーが「定而昨年之返翰を受取ニ参り候ニ相違無之、扱々薄気味わるく」とあるのに対し「此薄気味わるく云々武士たるものゝ心にハシかりともいふへき詞ニあらず依而者書状ニ者書へき詞ならぬをや此程或人之書写見せたる桑名侯上書ニ而太平打続キ武事衰弱云々と書記されたるにつけても此薄気味云々ニと思ひ合せらるかしさはかりにも至るものか」と感慨を述べている。書状や上書中の一言をも見逃すことなく読みとり、支配層たる武士層の内実を読み取ろうとしている態度がみられる。信海が幕府を風刺した戯歌「よほくれ武士」を「いと俗とも俗なから」記録した理由は「時世の人情をしり且乍恐御上様方之御様子を窺ひうる一端」と思ったからであった(表三②—25)。

八 まとめ

林信海という川越藩領で頭取格となる有力名主であり、かつ、国学・和歌を学ぶ知識人であった上層農民が集めた黒船関係情報につき、その入手経路と内容を主に紹介した。また、内海防備にあたった川越藩に特有のケースとして相州及び高輪陣屋における鈴木久兵衛の情報収集をあわせて検討した。

信海が情報入手する主要な地域は村内、近隣村、川越であった。そこでの情報源の第一には村政や組合等での活動で形成された人間関係がある。用水や鷹場等の広域的な組合はもちろん、単独の村政での意思決定においても周辺他村の情報が必要とされる。また、文政改革による組合村(川越藩は藩領のみによる編成を認められていた)運営による小組合惣代や頭取名主との関係、さらには郡役所等の藩役人など、日常の公的な活動のなから築き上げられた関係が黒船来航時の情報収集の基礎となっている。それは大宰領等として現地に赴いた頭取名主等の帰村によって情報が持ち帰られることによりピークとなったといえよう。必要最小限の情報が必要な地域にのみ伝えるという公的情報環境下において、相州・高輪陣屋に詰めていた久兵衛らは信海らに在村の者には伝えられなかった多くの触達を記録している。また、個人的に内密の情報等も得ており、その記録の内容は多彩なものとなっているが、それは大宰領として陣屋役人と夫人足の間に立ち、役人等との接触の多い立場にあったこと

が大きいと思われる。しかし、そのような立場・藩役人との関係はこの時限りのものではなく、従来からの彼の地域での活動、藩の地域支配とのかかわりのなから形成されてきた有力農民と藩役人の関係の上に成り立ったものと推測される。

夫人足が戻り、事態が一定の落ち着きを見せる時期には信海自身も外出が比較的容易になり、私的な人間関係からの情報入手がめだつてくる。まず、穀物売買や生活品の購入等の家経営活動により懇意の川越商人がある。次に学問や和歌・蔵書の貸借等、知識人としての交流が川越藩家中や江戸出府ごとに訪問する本屋・学者・武芸家らとの間に築かれており、様々な情報が提供されている。また、彼等有力農民は同階層間で婚姻関係をもつが、林家でも行田本町や扇町屋村、石井村といった情報の集まりやすい町場に親類をもっており、彼等も情報ソースとなっていた。

このように情報入手経路に公的・私的両面のルートがあったように、情報の内容も夫人足の負担という当事者のかかわり方からの情報と、それをはなれたペリーや幕府の情報があつた。また、当事者として時々刻々の当面する情勢に対応する材料としての情報と、より長期的な政治・社会の分析・予測の材料となる情報という二つの性格の違いもあつた。

これらの情報が信海に伝えられる時間的な差異の傾向もみられた。それは情報の種類・性質による伝達速度の問題である。流言・巷説という形ではかなりの速度で伝達したと思われ、信海の記録にも巷

説や人からの話は早い時期にあらわれる。しかし、確かな情報として丹念に筆写するような形での伝達には一定度の時間が必要であつたようである。その結果、時をおつて、自分達に直結する夫人足等の身近な情報内容からペリーや幕府の情報へと、その内容もひろがりとして詳細を加えていくようである。もちろん、信海が時期により、情報を選別して集めていたわけではない。彼は以前から海外情報を写本等によつて集めており、嘉永七年一月の夫人足徴発中にも息子信徒は信海が江戸から借りてきた「土佐国標客談」を筆写している。ただ、情報の伝達速度や信海自身の行動の制約がこのような傾向をつくっているのではないかと推測される。

以上、林信海及び鈴木久兵衛の記録から幕末期上層農民の情報収集の傾向を黒船情報を題材に分析した。しかし、これはわずか二人の人物の事例にすぎない。また、内海防備の中心にあつた川越藩領村の特異な例といえるかもしれない。すべての村に現地へ行った者がおり、多くの情報が農民自らによつて現地からもたらされる、という農村での情報環境は黒船来航と川越藩という組み合わせによつてつくられた特例といえるかもしれない。しかし、彼等の情報入手経路はペリー来航という事件に直面して新たにつくられたものではなく、それ以前からの日常での活動からつくられた関係の中からなされ、それがこのような大きな事件・情勢によつて顕著に表出したものと考えられる。また、夫人足や上納金という領主からの賦課に對して、村がどのように情報を入手・利用して対応しているか、と

いう観点はひろく他の諸負担にも共通して考えられないだろうか。さらに、久兵衛のように農民が政治的事件に関係を深め、自らが情報源となるのもペリー来航以後の幕末の政治状況のひとつの特徴ではないであろうか。農民取立てに代表される強制的な農民の徴発、あるいは逆に草莽の志士に代表される自発的な政治活動への参加は、政治関係情報を農民自らがソースとなって発信することを可能にしたのではないか。様々な条件・状況下の特異な事例もそれを数多く積み上げることにより、一般性を導き出すことにつながるのではないだろうか。

なお、本稿で取り上げた事例は上層農民であり、川越藩領の頭取格に任ぜられた、地域の有力農民である。上層農民と下層農民の対立やそれぞれによる情報収集や規制はすでに指摘されているところである。⁵⁰ 赤尾村でも夫人足決定のため「小前ニ至迄不残集会」を行なったが「小前之もの高持之ものニ被相頼又高持之ものも自身行可申と云ものも有之」という状態で夜に入って「漸々之事ニ而相揃」った（六年六月九日）。また、七年一月二十七日の寄合でも「交代之人足取究メ又壱石ニ付銭百分ツ之入用内取立候処廿人ならては差出し不申尤外之人々日延願もあり彼是品よく申之出さぬ様ニしたるものもあり」と記録されている。⁵¹ 高持や小前等の間に意見の違い等があり、一体ではなかったことが窮える。本稿の事例はこのような村の状況の中での名主、それも有力者として広域的な活動も行っていた者の情報収集である、ということを確認しておく必要が

あろう。

付記

本館では平成二年六月十六日から十月三日にわたり、第一五回収蔵文書展「黒船来航・村々への情報と影響」と題した展示を開催し、筆者が企画を担当した。この展示にあわせ九月には歴史講座「黒船来航と情報伝達」を二回にわたって開催した。うち一回は神奈川大学日本常民文化研究所の岩田みゆき氏に「幕末期における豪農の情報収集について」と題してお話をいただき、もう一回を筆者が「御用留と川越藩領二村の動きから」と題して担当した。本稿は、これらの事業のなかから得た成果である。

本稿で紹介した史料は、黒船情報に関しても、また、林信海の大量の日記・記録類⁵²に関してもほんの一部にすぎない。ましてや、幕末期における情報伝達を考えるにはあまりにも限られた事件・期間のものである。本館には、この問題を考えるための材料はまだまだ多数ある。本稿を端緒として今後も史料の分析を続けたいと思っている。

展示・講座・本稿執筆の過程では岩田みゆき氏・重田正夫氏をはじめ多くの方々にお世話になり、御意見をいただいた。また、何よりも、林・鈴木両家をはじめ、貴重な史料を代々、大切に保存してこられた寄贈・寄託者の皆様の御努力に敬意を表し、感謝申し上げます。次第である。

- 注
- (1) 中井信彦氏「色川三中の黒船一件記録について」(『史学』五一—五二)
 - (2) 大藤修氏「地域とコミュニケーション—地域史研究の一視点—」(『地方史研究』一八五)
 - (3) 今田洋三氏「幕末における農民と情報」(『地方史研究協議会編』『地方文化の伝統と創造』)
 - (4) 大藤修氏「近世中期—幕末維新期における農民層の政治・社会・経済認識の展開に関する一考察—羽村村山郡各地の場合—」(一) (『三』) (『史料館研究紀要』九、一一、一二)、注(2)論文、今田洋三氏「農民における情報と記録」(『地方史研究』一三三)「最上川流域における情報流通の側面」(『地方史研究』一八五)、注(3)論文
 - (5) 中井信彦氏「色川三中の黒船一件記録について」(上)(中)(下) (『史学』五〇、五一—二、五一—三)、色川三中の研究・伝記篇(『塙書房』一九八八年)、『片葉雑記—色川三中黒船風聞日記』(慶友社、一九八六年)
 - (6) 岩田みゆき氏「下総国結城郡菅谷村大久保家の人間関係について—幕末維新期の「日記」を素材として—」(『歴史と民俗』一)、大久保家の黒船情報収集について—関東豪農の「断面—」(『歴史と民俗』二)、「大久保家の思想形成にかかわる人間関係と教養」(『歴史評論』四六一)
 - (7) 岩田みゆき氏「志士と豪農—そのコミュニケーション活動—」(『埼玉地方史』一三三)
 - (8) 宮地正人氏「幕末維新風雲通信—蘭医坪井信良家宛宛書翰集—」(東京大学出版会、一九七八年)、「幕末の情報収集と風説留」(『週刊朝日百科』日本の歴史別冊『歴史の読み方』6 文献史料を読む・近世)
 - (9) 阿部征寛氏「堀口貞明の思想と行動」(『横浜開港資料館紀要』八)
 - (10) 宮地正人氏「幕末の政治・情報・文化の関係について」(『愛知大学総合郷土研究所紀要』三四)

ペリー来航期における農民の黒船情報収集

- (11) 吉田雅恵氏「幕末における民衆の情報伝達ルートについての一考察—備中倉敷村庄屋文書を中心として—」(『岡山県史研究』十)
- (12) 山中清孝氏「相模の海防について」(上) (『三浦古文化』四六)
- (13) 本館収蔵文書目録第二集『林家文書目録』解説
- (14) 林家文書No.一六〇二
- (15) 林家文書No.一九一八
- (16) 林家文書No.一九一八
- (17) 林家文書No.二四九五
- (18) 森安彦氏「御用留の性格と内容」(一)—武州荏原郡上野毛村「御用留」の検討— (『史料館研究紀要』一九)
- (19) 林家文書「土佐国人漂流話記」
- (20) 林家文書No.一九一八
- (21) 本館収蔵鈴木(庸) 家文書No.三九八、五二二〇
- (22) 鈴木(庸) 家文書No.八四三六
- (23) 鈴木(庸) 家文書No.五一二〇
- (24) 本館収蔵猪鼻家文書No.二一
- (25) 鈴木(庸) 家文書No.三九八
- (26) 鈴木(庸) 家文書No.五三二二
- (27) 鈴木(庸) 家文書No.三三九六
- (28) 鈴木(庸) 家文書No.五三二三
- (29) 鈴木(庸) 家文書No.五三二五
- (30) 鈴木(庸) 家文書No.三四〇四
- (31) 鈴木(庸) 家文書No.五一一九
- (32) 鈴木(庸) 家文書No.五一一八
- (33) 鈴木(庸) 家文書No.五三八八
- (34) 久兵衛の記録には「吉原操蔵」とあるが、ペリー艦隊の祝砲打方の技術をみきわめるため派遣されているという書状の内容から、大砲術に通じていた浦賀奉行与力合原操蔵のことと思われる。
- (35) 鈴木(庸) 家文書No.五三二三

- (36) 鈴木(庸) 家文書No.五三二五
(37) 鈴木(庸) 家文書No.五三二五
(38) 鈴木(庸) 家文書No.五一二六
(39) 鈴木(庸) 家文書No.五三二五
(40) 鈴木(庸) 家文書No.五一二五
(41) 山野清二郎氏「沼田順義」(『川越の人物誌』第二集)
(42) 『林家文書目録』二八四頁
(43) 林家文書No.一九一八
(44) 林家文書No.二四九五
(45) 家内の出来事や奉公人・家人の動静、訪問者を記した日記で、文書名は年により「家内記録見聞帳」「家内日記帳」などと異なる。嘉永六、七年のものは「家内見聞記録覚帳」と題されている。
- (46) 林家文書No.二四九五
(47) 林家文書No.二四九五
(48) 林家文書No.六七七四
(49) 「江戸の災害情報」(西山松之助氏編『江戸町人の研究』第五巻)
(50) 注(4)大藤・今田両氏論文
(51) 林家文書No.一九一八
(52) 小暮利明氏「近世後期の名主日記について―林信海日記の紹介―」(『文書館紀要』二二)に紹介されている。